

販売促進等活動への支援実施要領

制定 平成30年4月1日付29農振財農第1439号
改正 令和3年4月1日付3農振財農第104号
改正 令和7年4月1日付7農振財農第16号

第1 趣旨

扱い手の育成・活動支援事業等実施要綱（平成17年4月1日付17農振財農第28号、以下「実施要綱」という。）に基づく販売促進等活動への支援の実施については、この要領に定めるものとする。

第2 目的

本事業は、農業の扱い手に対し、販売促進等に関する活動への支援を行うことで、農業経営の強化を図ることを目的とする。

第3 事業の内容

本事業の支援対象、支援内容については、別表に掲げるとおりとする。

第4 実施計画

販売促進等活動を実施しようとする扱い手等は、実施計画を策定し、助成金の交付申請時に、事業の内容等について記載した実施計画（別記様式第1号）を添付するものとする。

第5 実施計画の変更

扱い手等が財團の承認を受けた実施計画の内容等について、次のいずれかに該当する変更を行う場合は、第4の規定を準用するものとする。

- (1) 事業内容を変更する場合
- (2) 実施計画のうち、事業費または事業量の3割を超える変更をする場合

第6 助成等

財團は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項については別に定める。

別表

販売促進等活動への支援

支援対象	支援の内容	備 考
原則としてチャレンジ農業支援センターにより派遣された専門家の助言を受け、助成の対象となる取組を行う農業者及び農業者組織。ただし、チャレンジ農業支援センターに相談し、助言、調整を受け、適切な事業計画を作成しており、かつ追加的な専門的なアドバイスが明らかに不要な場合に限り、専門家の助言を受けていない場合でも助成の対象となる事業実施主体となることができる。	農業経営活動のうち、知的財産の取得及び活用、並びに、農産物等の販売促進活動に関する取組に対して、必要な費用の一部を助成する。	

販売促進等活動 実施計画書

実施年度

年度

申請者名 及び連絡先	住 所 〒 氏 名	電話 ()	
団体の場合の連絡先 (事務局等がある場合)	住 所 〒 事務局組織名 氏 名	電話 ()	
目的			
活動内容			
チャレンジ農業支援センター専門家派遣の内容			
所要経費の見積	項目	金額	説明（単価・数量）
	合計		
添付資料	(1) 見積書等の写し (2) 団体の場合は、団体の構成員名簿 (3) 団体の場合は、前年度総会資料又は組織全体の直近の事業計画・予算書等		